

姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金



(出典元：国土交通省HP)

多発する土砂災害から身を守るため、
R区域からの**移転**を**支援**します！
(土砂災害特別警戒区域)

除却・移転

最大

754.3

万円補助します！

※詳しくは裏面をご覧ください。

姫路市

令和2年6月改正

・姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金とは

土砂災害特別警戒区域（R区域）における土砂災害から住民の生命と身体の保護を図るため、姫路市が**危険住宅の除却又は移転に係る経費の一部について補助する制度**です。

・補助内容

除却事業

補助対象者*が**危険住宅の除却**を行う事業

- ・危険住宅の除却に要する経費（補助対象限度額 200 万円）の3分の2について補助を受けることができます。**（最大 133.3 万円）**

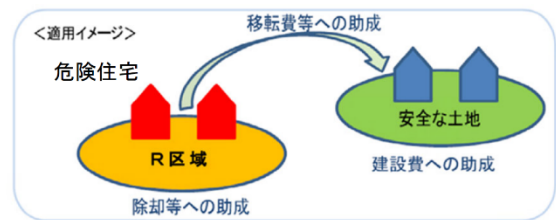
移転事業

補助対象者が**危険住宅を除却し、当該住宅に代わる住宅を建築し、又は購入して移転（これに必要な土地の取得を含む。）**を行う事業

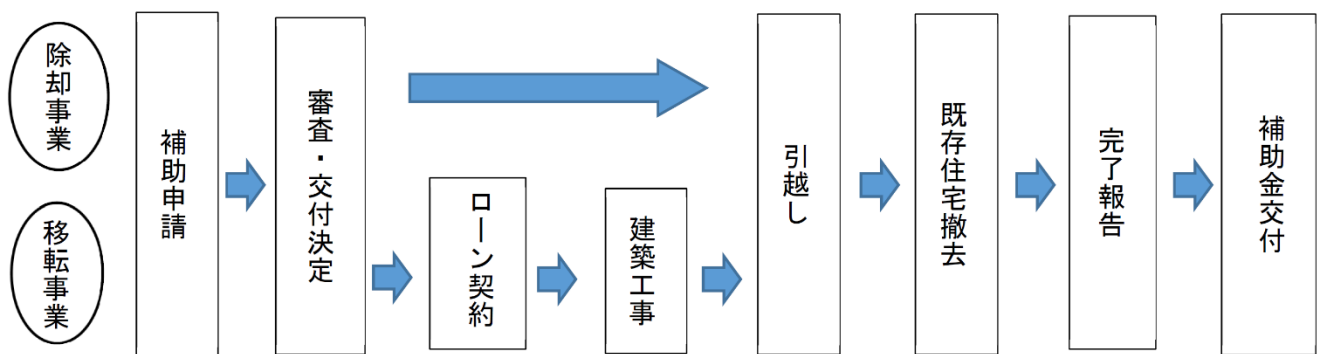
- ・移転先住宅の建設・購入に要する資金を金融機関等から借り入れた場合において借入金利子相当額（年利 8.5%を限度とする。）の補助を受けることができます。（補助率 10 分の 10、補助対象限度額 **421 万円**（建物 325 万円、土地 96 万円））
- ・これに加えて上乗せ分として、移転先住宅の建設・購入費を補助できます。（補助率 10 分の 10、補助対象限度額 **200 万円**）

※ 補助対象者

危険住宅（土砂災害特別警戒区域内に存する建築基準法施行令 80 条の 3 の規定に適合しない住宅）を所有する者、または危険住宅に居住する者



・補助申請手続き



・お問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市役所 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課
TEL 079-221-2540 FAX 079-221-2757

姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金

検索



土砂災害特別警戒区域（R区域）につきましては、兵庫県CGハザードマップをご確認ください。

CGハザードマップ

検索

